

最高裁秘書第2622号

令和8年8月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

6月8日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁秘書課として行う開示請求書の受付及び開示文書の交付は、最高裁の敷地入口で行うことを決定した際の文書

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）